

議案第131号

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付（第4条において「医療給付」という。）があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(医療費助成金の支給)</p> <p>第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者（以下「<u>受給資格登録者</u>」という。）に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、受給資格登録者が医療給付を受けた前年（1月から9月までの間に医療給付を受けた場合にあっては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(医療費助成金の支給)</p> <p>第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>

令（昭和50年政令第207号。以下この項において「令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、医療給付に係る医療費助成金を支給しない。この場合において、所得の範囲は令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は令第5条の規定の例によるものとする。

6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、受給資格登録者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療給付に係る医療費助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 [略]

2 [略]

3 市長は、第1項の申請があった場合において、
適当でないと認めるときは、規則で定めるところにより当該申請者にその旨を通知するものとする。

（受給資格証の交付等）

第6条 市長は、受給資格登録者のうち第4条第1項及び第6項の規定により医療費助成金を支給する者（以下「受給資格者」という。）に受給資格証を交付しなければならない。

2 市長は、第4条第5項の規定により医療費助成金を支給しない場合は、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

（届出の義務）

第9条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、所得の状況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（受給資格の登録）

第5条 [略]

2 [略]

（受給資格証の交付等）

第6条 市長は、前条第2項の規定による登録をしたときは、当該受給資格者に規則で定める受給資格証を交付しなければならない。

2 市長は、前条第1項の申請があった場合において、適当であると認めないときは、規則で定めるところにより当該申請者にその旨を通知するものとする。

（届出の義務）

第9条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前のさいたま市心身障害者医療費支給条例第5条第2項の規定による登録を受けた者に係る医療費助成金（平成34年9月30日までの診療に係るものに限る。）については、施行日から平成34年9月30日までの間、この条例による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項、第6条第2項並びに第9条第2項の規定は適用しない。
- 3 施行日以後に改正後の条例第5条第2項の規定による登録を受けた者で、改正後の条例第4条第5項前段の規定が適用されるものについては、施行日から平成34年9月30日までの間、同項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する医療費助成金（同日までの診療に係るものに限る。）の額の2分の1の額を支給する。この場合において、改正後の条例第7条及び第8条第3項から第5項までの規定は、適用しない。